

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 8 月 6 日（水） 16:00～17:32
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 中岡 司 文部科学省大臣官房審議官
串田 俊巳 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
小林 万里子 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室長
安井 順一郎 文部科学省初等中等教育局企画官
山田 泰造 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課課長補佐

<提案者>

- 大森 不二雄 大阪市教育委員会教育委員長
多田 勝哉 大阪市教育委員会事務局教育改革推進担当部長
玉置 信行 大阪市教育委員会事務局指導部公設民営学校担当課長代理

<事務局>

- 内田 要 内閣府地域活性化推進室長
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長
松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 公設民営学校
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、国家戦略特区ワーキンググループの関係各省とのヒアリングを再

開させていただきます。

国家戦略特区につきましては、新たに追加すべき規制改革事項をこのワーキンググループ、それから、特区の諮問会議で検討した上で法改正をするものについては、次の臨時国会で特区法の改正によりまして、また、法改正を要しないものにつきましても、必要な制度改正を行って、遅くとも年内に実施ということで総理からも御指示もいただいております。

こうした中で、八田座長の御指示もございまして、改訂成長戦略に記載された事項、それから、この1か月で4区域について区域会議が開催されまして、そこで挙げられた事項につきまして、秋に向けまして、こういった形での省庁でのヒアリングということで行わせていただいているところでございます。

本日の最後のテーマでございしますが、公設民営学校の解禁につきましては、言うまでもございせんが、成長戦略の71ページでございまして、念のために読ませていただきます。お手元でございますが、「公立学校運営の民間開放（民間委託方式による学校の公設民営等）」ということで「国家戦略特別区域法において、『公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる』ことは既に決定していることから、それに則って速やかに対処する」という形での明記がございまして。

また、6月23日に行いました関西圏の区域会議におきましても、区域計画素案というところに同趣旨の文言が記載されたという形になってございます。

本日は、そういう意味で担当省庁でございます文部科学省、そして本来、この自治体だけの議論では当然ないのでございますが、具体的な御要望をいただいているということで、大阪市の教育委員会の方々にお出でいただきまして、これまでの議論の中でもお互いの主張に論点の対立があり、座長の指示もございまして、一堂に会して議論できるよう、急遽、机の配置も直させていただきました。

時間は1時間半を予定しておりますけれども、最初に文部科学省より15～20分程度御説明をいただき、その後、大阪市教育委員会からも同じ程度御説明をいただきまして、その後、意見交換という形にさせていただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところお越しくございまして、本当にありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○小林室長 失礼いたします。資料を我々からも配付させていただきたいのですが、その前に、私どもが最初伺っていた形式と違うのですけれども、公開のヒアリングということでよろしいのでしょうか。資料の取扱いも大阪市と協議させていただいているものは、我々もまだ公開させていただいていない資料なので、もし、これを配付させていただくといたしますと、非公開ということで。

○八田座長 資料に関して、この資料は非公開という指定ができますし、それに関する議論のところも非公開に指定することができます。しかし、できるだけ公開という趣旨ですので、他のところは公開できればと思っております。

○藤原次長 そのような形で進めさせていただきますので、双方よろしゅうございますか。

○小林室長 はい。

○中岡審議官 お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

文部科学省の大臣官房審議官、初等中等教育部担当の中岡でございます。どうぞよろしくお願いします。

国家戦略特区法の附則で、先ほどもお話がございましたけれども、関係地方公共団体の協議の状況を踏まえつつ、法律施行後1年以内を目途として具体的な方策の検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されてございます。

文部科学省におきましては、省内の体制といたしまして西川副大臣、教育担当でございますけれども、そちらのほうを主査といたしまして、具体化の検討チームにおいて検討を行ってきたということでございます。本日は、先ほど非公開ということでお配りしている資料に基づきまして、大阪市に対しまして具体的な制度設計について提案をさせていただいたということで、積極的に大阪市との協議を進めてきたところでございます。

また、それ以降でございますけれども、大阪市からは先月25日でございますが、市長名で要望を頂戴いたしましたけれども、現在お配りしております文部科学省の提案について、具体的に言及がなくて、要望の内容にも受託者を営利・非営利を問わず参入させるべきであるということとか、入退学などの権限も含めて委託できるようにする点などが含まれているということでございます。

法案の提出ということになりますと、私どもからさせていただきました提案に対しましても実現可能な回答をいただくということ、あるいは受託者や学校、あるいは育成する人材とかカリキュラム等に係る具体的なイメージが文部科学省と大阪市内で共有されるということと、これから大事になりますけれども、関係省庁の了解はもとより、与党議員で了解をいただかなければいけないものですから、その了解が得られることが必要でございます。現在の状況で直ちに臨時国会に法案を提出できるというふうにお答えすることはできかねる状況になってございます。

今後、さらに大阪市との協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 次は大阪市からお願いします。

○原委員 先に伺ってもよろしいですか。全部を委託するという前提での議論がなされてきた。全部でも一部でもいいという前提での議論がなされていて、だからこそ、昨年来、散々公権力の行使を委託できるのかできないのかという議論をして、この議論は乗り越えたという認識なのですが、全く前提が変わって、また新しい検討がされているということですか。

○小林室長 その乗り越えたというのがどこで、どういう見解が示されたのか、すみません、私どもでは承知しておりませんが、閣議決定というのは。

○大森委員長 信じられない発言ですね。昨年9月、局長が出席されたワーキンググループヒアリングのやりとりは、全く御存じないですか。

○小林室長 ワーキンググループヒアリングのやりとりはもちろん拝読しておりますけれども、そういったことは私ども、まさに今、法制局とやりとりさせていただいているところでございます。全て権限を委託するというに比べて、そうになっていないという御指摘だと思っておりますけれども、ここは私どもも現時点で考えさせていただいて、与党の先生方との調整ですとか、これでもまだ賛同が得られていないわけですが、それで最低限こういうものが必要ではないかということで提案させていただいているものでございます。

○原委員 去年からの議論の経過は御覧いただいていますか。当然これは全部または一部の権限を委託するというので紙にも散々残っていると思っておりますけれども、その議論をしました。公権力の行使について委託できるのかできないのかという議論をしました。その上で、一部の権限は留保しなければいけないなんていう前提は当然付けずに、全部を委託できるという条件で閣議決定をし、それを法律にしたという経過なわけです。それがまた元に戻ってしまったということですね。

○小林室長 そこまでの細かいスキームを含めて、公設民営学校についてどういう制度化をするかという検討をしていくということが閣議決定され、法案の附則に検討事項として書かれていることは存じておりますし、昨年のワーキンググループヒアリングで大森先生も御出席されて、色々御要望、御見解あったことは承知しておりますけれども、それが私ども大臣を含めた決定ということでは文部科学省としては理解しておりません。

○原委員 公立学校の民間委託と言いますか、公設民営学校は何で十数年ずっと議論になっていたかと言うと、公権力の行使の部分は委託できないからですという議論がずっとあって、それがようやく解禁されたのが去年の一連の決定、法律だったわけです。何か10年前とかに戻りましょうという話としか思えない。ちょっとそういうことになってしまったというのは理解しましたので、これ以上やってもしょうがない。大阪市の話を先に伺ったほうがいいかと思えます。

○大森委員長 大阪市教育委員会委員長の大森です。

下村大臣のリーダーシップによって、文部科学省のほうで企画案と委託のあり方という、具体的な文部科学省としてのお考えをお示しいただいたので、大きな一歩前進いただいて、喜ばしいと思っております。

一方、その中身につきましては、今ワーキンググループの原委員からも御指摘があったような、ちょっと首をかしげるような、委託のあり方については見解の大きな相違、これは見解の相違と言うべきなのか、昨年9月、このワーキンググループの八田座長を始め、委員の皆様もいらっしゃった場で効果的な反論は全くなされていなかったことについて、

何事もなかったかのようにこういったこと出されていますので、非常に首をかしげざるを得ないのですが、他方で、企画案といったことで下村大臣御自身のお考えと言いますか、思いと言いますか、そういったものに基づいて文部科学省で学校そのものの内容と言いますか、コンセプトを御提案いただきましたので、これは非常に真摯に受け止めて、ただ、そのままそのとおりに受け入れるという形にはちょっと無理というか、不都合があるということで、この後、御説明をさせていただきます。

公立学校の管理運営を一部の権限を教育委員会が留保するという御見解でございますけれども、これにつきましては、まず、ちょっと本末転倒ではないかと思うのです。公設民営というのは民間活力と言いますか、民間の人材やノウハウを生かすことにあるので、民間の良さというのは公立よりも経営や事業上の判断が柔軟に、自由な発想で行えるということでございます。

そのことからすると、一般の公立学校の校長よりも権限が後退するということは、民間委託のメリットを消し去るような話ではないか。ワーキンググループの委員の方々はよく御承知、あるいは文部科学省御自身が私ども、あるいはワーキンググループの委員の御見解を通じてよく御承知とは思いますが、もはや公権力の行使等の理屈によって学校の分野だけで、公務員以外はこういった学校教育法その他、私立学校についても適用されている行為を非公務員だと行えない、これらは理屈にもならないということ。

仮に、どうしてもその理屈にこだわらなければいけないロジカル以外の原因があるのであれば、立法措置によって対処していただくことは何も支障はないと考えております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

したがって、ここで一番大きな問題は、公立学校の管理運営の一部を完全に民営に委託できるという我々の考えと、文部科学省が違う文章を入れておられるという点だと思います。このギャップさえ埋められれば、カリキュラムの方向性についてある程度広い合意が得ることによって大きく前進するのではないかと思います。

他にも論点があるかもしれませんが、カリキュラムについてのところというのは、最初にちょっと議論しておいたほうがいいのではないかと思います。今、大森先生がおっしゃったように、何もかにも全部教えた上で国際バカロレアをやれというのは、それは始めから不可能なことなので、それは当然文部科学省としても措置を考えていらっしゃるということだと思いますが、それでよろしいですか。

○中岡審議官 本日、このペーパーを初めて見させていただきました、これまでもある意味、指定校制度だとかそういうようなことで制度として私どもも持っておりますので、様々な研究開発の観点からカリキュラムは工夫しております。

今回出していただいているのは、もう少し踏み込まれているような話もあるようです。これはおそらく大森委員長から話が出ておりましたように、全体的なコンセプトに関わって大きく変えなければいけないだろうという問題意識があるのかもしれませんが、

いずれにいたしましても、これは初めて見させていただきましたので、それはこちらのほうでまた両者で検討していかなければいけない部分ではないかと思っています。

○小林室長 今審議官が申しあげましたように、今後内容によってそういうカリキュラムの弾力化ということも十分あり得ますが、ただ、一つ事実関係として、バカロレアを今実施しようとしています市立の高校などでも、特に特例を設けずに今文部科学省でも 200 校増やしていくという施策も掲げてやっておりますので、必ずしもバカロレアをやるから絶対に難しいということではないことはお伝えしたいと思います。

○八田座長 これは日本語ですか、英語ですか。

○小林室長 日本語でやっているところです。

○八田座長 大阪でもやはり日本語なのですか。

○大森委員長 いいえ、私どもは英語で考えております。と申しますのは、日本語の IB のディプロマプログラム、これは結局、海外、端的に言えば、アメリカの一流の大学ですとか、それにどの程度受け入れられるか、今の時点では予測が付かないということがございますので、せっきやくそれこそ突き抜けた学校をという文部科学省の以前の中岡審議官の前任の方がおっしゃっていたようなことで行けば、やはりそこは英語だろう。でないと、本当に成功するかどうか分からない。せっきやく、公設民営で特区でやるのなら、日本語ではなくて英語でやりたいというふうに私どもとしては考えているところでございます。

○八田座長 ということで、特別な配慮があると思います。

それから、これは大森委員長は、公的なところでやることの一つの意義は、高い授業料でなくてやれることだとおっしゃったけれども、そのとおりでと思います。これは個人的なあれですが、うちは子どもは、長男はバカロレアで大阪のインターナショナルに行ったのですが、それは家内がアメリカの会社から日本に転勤してきたので会社が払ってくれたためにそんなことができたわけで、年に 150 万円とかそのくらいかかるわけです。普通ではそんなことはできないですね。

ここに発達障害児に関して、他ではすごい頭がいいのだけれども、読書に障害があるとか、色々精神的に授業についていくのには問題があるタイプの生徒の教育に特化した塾が大阪にもあります。東京でも白金とか広尾にも塾の分校を持っていて、そういう人たちを教育するものすごいノウハウを積み重ねています。しかし、授業料は高いです。やはりお金持ちがそういうところにやっています。そういうことを公立でできるようになるというのは、素晴らしいことではないかと思っています。

○大森委員長 その点、補足させていただいてよろしいでしょうか。

発達障害の件でありますけれども、今般、私どもから配付させていただいた企画のペーパー、公設民営学校設置に関わる企画案のとおり、東京大学の先端科学技術研究センターでロケットプロジェクトというものをやられている教授の先生のところ、私どもの事務局の職員が出かけて聴取もしてまいりましたけれども、突き抜けた才能があれば、それは積極的に受け入れていきたい。

もう一つ、普通の公立学校で普通の子どもを受け入れるメリットというのは経済力なのですけれども、同時に経験の面もあるのです。国際経験を保護者の方がお持ちのような子どもとか、そういった経験からはほど遠い、どちらかと言うと経済的にも貧しい家庭の子どもというのは、なかなかそういった経験というものはありませんので、英語にしろ何にしろ、これは極論すれば支出、才能は高くてもゼロから育てるということになりまして、これはなかなか大変ということはあると思っております。これはバカロレアだけではなくて、やはりそこは公で、ある意味コストがかかりますか、経営だけを考えれば、実はコストのかかる子ども受入れというのは経営的にはということはあるのですが、そこが税を投入して、そういった御家庭の子どもに教育の機会を提供するというこの意味だろうと考えています。

○八田座長 分かりました。

もう一つだけ追加して言えば、ごく普通の頭のいい子だけでも、ちゃんと才能を伸ばしてやったら本当に才能が伸びるというものもあると思うのです。それが形どおりのことだけやらせているとなかなか伸びない。ところが、バカロレアは、文章で色々試験をしますし、創造性を評価しますから、才能が結構生きてくると思います。本当の天才だけが変わっている人だけを集めるというものではなくていいのではないかと思います。

○大森委員長 ありがとうございます。

私どもとしましても、言葉が適切かどうか分かりませんが、大人でも変わり者はいますね。何か秀でたものを持っているけれども、変わり者で組織に馴染めないとか、変わり者であることに着目して入学を認めるのではなくて、あくまで才能ということで、その才能のある者の中には、八田先生がおっしゃるように、人格的にもバランスの取れた子どももいるでしょうし、そうではなくて、やはり変わっているかなみたいな子どももいるかもしれませんけれども、変わっているかどうかに着目してではなくて、才能に着目してというふうに考えております。

○八田座長 分かりました。

そうすると、カリキュラムについてはこのくらいでよろしいですかね。そうしたら後は、先ほどの権限移譲の問題に移りますか。それとも他にまだもう少し早く終わりそうな論点がありますか。

○原委員 1 法人。

○八田座長 1 法人については、先ほどの理解でよろしいのでしょうか。

文部科学省、どうぞ。

○小林室長 最初のコンセプトの紙とスキームの紙も、これは私ども大臣までこれはもちろん見せて、これで了解して、このスキームも御提案させていただいているということで、私の説明が不足していたかと思えます。

○原委員 御説明の中で、一部の私立学校でなされているようなことはやらなくてもいいのではないかとということだったと思うのですけれども、今回なぜ公設民営ということをや

っているかと言うと、公立学校の教育はこのままでよろしいのでしょうかというところがおそらく出発点にあつて、公立学校の中でもこれまでとは違うようなチャレンジ、新しいチャレンジをしてみるということを公設民営学校のようなところで実験的にやってみて、それが良ければさらに広めていくということがあると思いますので、何か私立でやっているからやらなくていいではないかということではないのだろうということではないかと思えます。

○小林室長 新しい制度を作るときには、なぜその制度が必要か。これは私ども新藤大臣に御説明を申し上げたときにも、なぜ普通の学校でやっていることについて新しい制度を作る必要があるのか、それが国家戦略特区としてどういう効力が出てくるのかという御質問もいただいております、おっしゃるように私立でやっているものは全部やってはいけないということではもちろんないと思うのですけれども、やはり新しい制度を作ること、何かそこに特別な新しい必要性というものは、どうしても役人としては必要かなと考えております。

○八田座長 少なくとも英語のバカロレアについては、今はやはりみんな帰国子女だけです。帰国子女と本当にアメリカ人と、そういうものではなくて、普通の日本人でもやれるところをやろうよ、それはおそらく私立でもないのではないかと思います。だから、それをやろうよという大森委員長の御主張というのは、非常に説得的だろうと思います。

それから、もっと言えば、まさに公立学校でどこもやっていないということが、原委員が言われたように一つの議論だと思います。

○中岡審議官 ちょっと確認させていただきたいのですが、先ほど大森委員長がお話になった中で、ADHDとかそういう結果として受け入れることはあるけれども、基本的にはそういったものは公立学校でも受け入れてやるべきものであるという話だったのですが、その話も同じような話でありまして、結局、公立学校の中でそういった今のままでいいのかという話の中で、そういったものを作っていかなければいけないという話がありましたけれども、公立学校でもできるというふうになってしまいますと、なかなかそうしたらそこでやればいいではないかという議論が私ども、その政策を説明していただく中で出てくるものですから、そういうような御提案をさせていただいているということなのです。

○大森委員長 御発言の意図がよく分からなかったのも、もし、誤解していればお許しください。自民党ですとか国会議員の皆様とかを説得するという大変なお仕事ということとはよく理解しております。

ただ、八田先生がおっしゃったように、それでもって入学させるということではありませぬので、何と言うのでしょうか、大人でも変わり者はいますが、そういった変わったところのない、人格も円満、協調性もあつても才能のある人もいるわけですから、ニュアンスの説明の仕方というのは私どもの企画を尊重していただければ、文部科学省のほうが口頭でどのように国会議員の方々に説明されるかというのは色々御苦労があるところかなと思えますが、内容そのものをそれによって制約されてしまうと非常に困るものですから、そ

ういうふうに申し上げておきたい。

○原委員 あえて1法人でなければいけないという条件を課されているのは、これはどう
いうお考えなのでしょうか。

○山田課長補佐 学校は校長が校務を司る、職員を監督するというので、校長先生が権
限を持って人事をしたり、教育課程を考えたりということを行います。ですから、例え
ば、この課程はここに委託してということにいたしますと、では、誰が校長先生を受託し
て、どういう指示・命令系統になるかというのは難しい問題がございます。ですから、様々
な専門性を持っている法人、それに大阪市の御提案、これは今頂いたばかりなので、我々
はこれから拝見いたしますけれども、先ほど大森委員長からもありましたが、そういった
多様な専門性を持っているところをどう一つの法人で受託をしていただくか。これは工夫
が必要になるのではないのでしょうか。そういうことをお示しさせていただいているつもり
でございます。

○大森委員長 その件は非常に私どもも気になったものですから、まさか現存する既存の
法人でそんな、それこそオールマイティ、オールラウンドみたいな法人というのは、あら
ゆる専門性を備えたような法人はないので、だから、それだと、もし、そういうことを要
求されているという趣旨だとすると、この企画案そのものが作れないものを御提案いた
だいたということになってしまいますので、これは要するに非営利の1法人ということが大
臣の強い御意向だとすれば、その法人自体は1法人かつ非営利かもしれませんが、その設
立に関わる法人、あるいは設立には関わらなくても受託法人と連携する法人、こういった
もの、営利であれ非営利であれ、その専門性それぞれ様々一つ一つの専門性を持った営利
企業なり非営利法人なり、こういったものが直接、間接に協力していくことが不可欠であ
りまして、既存の何か非営利性の法人でもって既にこういったあらゆる専門性を備えてい
る、そういうところを探して委託しなさいと言われた。これはできないことを御提案いた
だいてしまうことになるので、まさかそういう御趣旨ではないと思いますけれども、この
場ではっきりと柔軟性を持った制度設計をしていただけないというお言葉を頂きたいので
すが。

○八田座長 どうですか。先ほど山田課長補佐が御説明になったのは、まさにそういうこ
とですね。きちんとした責任体制を持てと。

○山田課長補佐 おっしゃるとおり、校長が1人で指揮命令をしていただきたいので、そ
こを一つに絞っていただく必要がある。これは変えられない部分だろうと思いますけれど
も、先ほど委員長がおっしゃったように、その受託される法人の出自、あるいは背景は様々
あるかと思いますが、それを現時点でどうこうということはすみません、今日頂いたば
かりのペーパーなのでまだ読み込んでいない部分がございますけれども、それを委員長が
御心配のように制限をしようという考えはございません。

ただ、気になるなというところが、営利・非営利を問わず、直接、間接に参入できると
言うと、営利の法人が直接参入できる。もしかしたら、そういうことも読めてしまうかな

というのは、役人としては心配になってしまうのはそこです。

○大森委員長　そういう趣旨では全くございません。いちいち書き分けると文章が長くなるので、直接・間接というときに、受託法人というのは直接ですので、その部分は大臣の御意向、非営利性の法人ということで私どもも考えてきておりますので、文章を縮めたためにそういった御心配かもしれません。私どもはそのような欺くような意図は全くございませんので、御信頼いただければと思います。

○八田座長　それから、これはあくまで複数の例示であって、一つの学校でもって、何もかにもやれと言っているわけでは必ずしもないのですね。

○山田課長補佐　そこはどのようなコースを、内容は分かりませんが、やはり大阪市が開設をされようと思う学科、あるいは高校についての専門性、これはお持ちいただく必要があると思います。

○八田座長　その専門は全部束ねて一つの法人が責任を持つというので、眼目ですね。

○大森委員長　もちろん、元々1日も早く、ちょっと言葉は適切かどうか分からないのですが、駆け引きみたいな関係性というのは早く終わって、一緒に公設民営学校の制度を実現して、しかも、いい学校の設立・設置を実現するという共通の目標で何かアイデアを出し合うような関係性になっていると信じたいのですけれども、それを狙っておりまして、御指摘の点は非常に大事で、学校としての一体性というのは私どもがどの自治体よりも重視しておるところで、法人は別としまして、学校ということでは校長が全権限を持つということをお重視しておりまして、だから、それぞれコントロールが違うような、そんなことは毛頭考えておりませんで、校長のもとに一体性、であれば、なおのこと、何で教育委員会に権限留保とか、何かそんな不完全な学校経営、その話は別の話になりますけれども、そこは是非御再考をお願いしたいなと思っています。

○八田座長　分かりました。

原委員、どうぞ。

○原委員　1法人のところの文部科学省の説明がよく分からなかったのですが、2点ありまして、一つが、先ほど校長先生に権限をちゃんと持たせるということがポイントですとおっしゃって、そうであれば、校長先生の所属している1法人がまず包括的に受託をするとして、そこから先、特定の科目についてさらに法人に委託をするという、これは別に構わないのでしょうか。これは大森さんのところではそういう形態は考えていらっしやらないかもしれないですけれども、制度設計する上で、1法人でないといけないという制約をするというのは、今後の制度の使い勝手にも関わってくると思いますので、そこをまず確認したいというのが1点。

もう一つ、これは今、大森委員長が言われたこととも関わりますが、今想定されている学校において、校長先生の権限って何なののでしょうか。先ほど来、入退学、卒業認定、単位認定などは校長先生の権限ではないわけです。単位認定は校長先生ができないけれども、教育課程を設定する、これは校長先生がやってよろしいのですか、などとなっているので、

どこまでが教育委員会に留保されるのかよく分からないのですが、そこも明確にした上で、校長先生って何なのかという議論をしたほうがいいのかなど。

○山田課長補佐 まず、1点目の特定の学科の再委託についてなのですが、我々が大事に思っておりますのは、先ほど御説明をした「校長が校務を司る。所属職員を指揮監督する」という法律がございますので、そこは変えられないのだろうと思うのです、学校である以上は。ですから、再委託したところが、これはそういう提案になっていないので、我々は具体的に検討したことはないのですが、そこは再委託をしたことによって、そこに対して校長の命令権限が及ぶのかどうかということを決める必要があると思うのです。及ばなければ難しいでしょうし、そういうことなのだと思います。

2点目でございますけれども、公権力に係る部分を留保ということで、教育委員会自身が行わせていただく、行っていただくことにいたします。それはそういう権限の留保がなければ、いちいちこの卒業認定がおかしいのではないかとんでも、教育委員会に発言権がなくなってしまう。本当の丸投げになってしまう。それは問題ではないかというのが1点と、留保をした結果、校長先生は何をされるかと言いますと、公権力の行使に係る準備行為でありますとか、高校の成績を付けてこういう卒業認定に値しますよということを教育委員会に内申をしていただく。そういうことが中心になっていくのかなと思います。

○原委員 今で分からなかったのは、卒業認定、単位認定などで、などの部分があるのですか。これが全てなのでしょうか。

○山田課長補佐 そこはこれから大阪市と具体的に協議をさせていただいて、関係省庁とも協議をさせていただくべき内容だと思っておりますが、例えば、5月の大阪市から頂いた素案では、教育委員会が事前承認すると書かれておりましたので、我々はそれを今のところは前提にそういうものなのだろうと、大阪市はそういうふうにお考えなので、我々はそれを前提に制度を組んでいくべきなのかなと考えております。

○原委員 よく分からなかったのですが、何が公権力の行使に当たるのかどうかというのは、制度上当然決まっていることだと思うのですが、これ以外にあるのでしょうか。

○山田課長補佐 制度上当然にどこかに条文で書いてあるものではないです。これは解釈でどこまで認めるべきかというものを関係省庁と詰める必要があると思います。

○原委員 関係省庁の問題ではないですね。単位認定は学校においてはどこにでもあるわけで、単位認定については公権力の行使だから民間人には委託できないと決められたわけですね。それ以外にあるのですかというすごく簡単な質問です。

○山田課長補佐 様々なものがあって、例えば、日々の学習行為を委託できないことにしてしまうと、何を委託するんだということになってしまうので、当然これは委託の対象にしなければいけないものだろうと思うのです。一方で、例えば、その過程で子どもたちを立たせたり、掃除当番を追加してやらせたり懲戒をするということがあるので、それをどういうふうに取り扱うべきかとか、そこは今後、調整をしていく必要があると思います。

○原委員 今の御説明は私の理解で言うと、要するにどこまで委託できるかどうか分かりませんということですねということなのです。御質問の仕方を変えますと、昨年来ずっと文部科学省から伺っていた説明というのは、学校教育というものには二つあります。卒業認定とか単位認定のような公権力の行使の部分と、事実行為の教育、指導活動の部分というものが両方あって、これが一体的に当然なされていますので、したがって、教育活動というのは民間に委託することができないのです。これは一体だから分けることができないのです。一体となっている、この部分に関してはもっともなことだと思います。

今回この企画案でなさっていることというのは、この公権力の行使の部分と事実行為の部分をあえて切り分けるという、異常な学校を作るという前提で公設民営を認めようとしてされているという理解ですかね。昨年来の説明とどこが変わって公設民営を作ろうとされているのかというところをまず整理したいのです。ずっと説明が変わってきているので。

○山田課長補佐 我々は説明を変えているつもりはあまりございませんで、無条件、無限定に何でも委託ができます。そういうような協議、あるいは御説明をさせていただいたことは多分ないと思いますし、この法案も我々は当然この法案に基づきまして委託することを可能とするために、まさに検討しているところでございます。

では、そのときにどういう条件でそれを委託できることにするのかというのが、まさに今の議論だと思います。そこが何か途中であっち行ったり、こっち行ったりしているということは全くない。状況について検討をさせていただいている。そういうことだと思うのです。

それは先ほど原先生からお話がありましたけれども、今まで10年前の公設民営の議論では、おっしゃるとおり切り分けられないので委託できません。切り分けられるのだったらそこを留保して、残りの部分は委託できるのかもしれないけれどもというのは10年前から同じ議論でございまして、それは今まで切り分けられない、切り分けられないと我々も申し上げておりましたし、その部分は変わってこなかった。ただ、今回は国家戦略特区という制度の趣旨等を鑑みて、大臣のほうからそれは検討してみろと言われたので、何とか切り分けようということで、そのスタートとして入退学といったものを例示して、大阪市にお示しをして、それで大きな筋が一緒に描けるのであれば、その方向で具体的にどこまで切り分けていこうか、そういう議論を今後させていただく。

ただ、今回こういう議論になっていますように、そもそもやはり留保が嫌だというような御回答もあり得たわけなので、そこをあらかじめ我々のほうで、こことこことこまでですということまで我々は詰めて議論はしていない。その前の段階に我々はあるのかなと。大阪市とともにそこにまだ入れていない状況なのかなと思っています。

○原委員 これは繰り返しですけども、公権力の行使の部分について委託できないという議論は昨年、再三やって、我々としても当然そこについても、全体についての包括的な委託ができるような制度としての公設民営学校が解禁するという制度設計の議論をしているのだと認識をしていました。

その上で、仮に、切り分けるという議論に乗っかってお話をするとすれば、どこで切り分けるんですか。単位認定以外に他にどこが公権力の行使になるんですかと言った途端に、それはよく分かりません。よく分からないのだと思うのです。これは一体になっているから。廊下に立たせるので指導しているのと、その後、本当に単位を与えるのかどうかというところは一体ですね。そこはどうするのですか。結局これをやっていると教育活動全部できないことになってしまうような気がするのです。

○藤原次長 補足なのですが、事務局としてもこれから内閣府と文部科学省で法律を作っていかなければいけない立場で申し上げたいのですが、今原委員がおっしゃっていることと表裏一体なのかもしれませんけれども、これはかなり重要な教育サービスのところを教育委員会に残すという御議論をされているのですが、それ以外のこの案の中で教育委員会に残さない、委託する教育サービスの中で、いわゆる学校教育法の特例になる事業というものをいくつか例示をいただくとありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

○山田課長補佐 そこは委託の対象になる。

○藤原次長 まさに民間に委託すべき業務、その中で学校教育法の特例になる業務というものを教えていただきたい。それがまさに法律事項なのです。まさに公でできているものを民にということ、これは他の構造改革特区法その他でも公設民営についての特例というものがあるのですけれども、その業務、まさに今までの法律ではできないからということ、やるわけですが、そういった今回、民間に委託する業務で特例事項になり得る業務というのは、これ以外にどういうところがあるのか、教えていただきたい。

○山田課長補佐 そこは委託できる業務を説明で書きに行く方法と、委託できない業務を書きに行く方法と両方あると思います。

○藤原次長 それは法律の書き方は色々あるのですが、要するに民間に委託する業務の中で特例になる業務というのを、いくつか代表例でいいですけれども、教えていただきたいと思います。

○山田課長補佐 学校の中でですか。

○藤原次長 いや、入退学とか卒業認定とか単位認定は教育委員会に残すから特例事項にならないではないですか。

○山田課長補佐 日々の教育活動全般だと思っています。

○藤原次長 全般の中で、これ以外のところで特例事項になることを教えてください。

○山田課長補佐 例えば、授業とかですか。給食の指導とか、そういったもの。

○藤原次長 それは特例事項になるのですね。

○山田課長補佐 特例事項になるというものが何をおっしゃっているのか。

○藤原次長 法律には書くわけですね。学校教育法の特例になるわけですね。

○安井企画官 言葉尻を捉えて御説明をするわけではないのですけれども、私ども先ほど山田のほうから申し上げましたが、10年前もだいぶ色々法制局とも議論をしたのですが、その当時は、公権力行使に関わる部分とそれ以外の部分の活動が非常に不可分一体となっ

ていて切り分けられないので、なかなかその部分を民間に委託をさせていただくことは難しいのではないかと議論が10年前にあったわけなのですが、ここは今、私ども皆さんと相談しながら検討しているのは、渡せない部分の留保の部分というのは一定あるかもしれないけれども、お渡しできる部分もあるのではないかとこの部分の整理をしているという、ちょっと繰り返しですが。

それで、先ほど入退転とか、これが非常に教育活動の非常に多い部分みたいなことを先ほどおっしゃっていましたが、実際の教育活動というのは大阪市の御提案でも、学校の教育課程について大阪市教育委員会の事前承認を得た上でお決めになっていくということでしたけれども、それに基づいて日々の教育活動というのは校長のもと、学校の教職員が組織として実際に行っていくわけですので、その教育活動、日々の授業であるとか、特別活動であるとか、あるいは先ほど給食指導ということも出ていましたが、その部分の民間事業者のノウハウとか知識を生かした、創意工夫を生かした学校の教育活動を実施していただく部分というのは、実際の受託業務のかなり大きな部分を占めてくると思いますし、そういった部分は受託法人のほうでやっていただくという形になるのではないかと思います。

ただ、学校全体がやっている色々な業務の中で、そういう児童生徒の権限でありますとか、身分関係とか、そういう重大な決定に関わる部分というのも、当然学校が行う業務としてございますので、そういった部分については、一定教育委員会に留保することが法的にも必要なのではないかとこのことで、今詰めの議論をしている状況です。

○八田座長 一度、大森先生のお話を伺いたいと思います。藤原次長、もう少しありますか。

○藤原次長 今の説明は説明になっていなくて、要するに民間に渡せる部分での法律の特例になる事項があるのかということなのです。給食の指導云々などは今でも事実行為として委託できる部分ですね。

○山田課長補佐 給食指導はできません。給食調理や掃除とか。

○藤原次長 そういうことができますね。そうすると、特例事項になる教育サービスの一環としての分割できる部分というのはどこになるのかというのは、例示として分かりやすい例で教えていただきたいと思います。

○串田課長 すみません、法律をどう書き分けるかというのは、今この場で色々やらないといけないことなのですか。

○藤原次長 6月の改訂成長戦略にもあるとおり、政府として法律を臨時国会に出すため、スキームとかコンセプトの議論ももちろんあると思いますけれども、特例措置の部分は少なくとも文部科学省とも同じ政府の一員として共有しないとイケないものですから。

○大森委員長 ちょっと口ばしを挟むと、文部科学省のほうで当然検討されていると思うのですが、今のやりとりを見ると心配になってくるのですけれども、要するにネガティブリスト方式にするのか、ポジティブリスト方式にするのか、つまり委託先の法人に委託す

る法律行為も含めた業務を限定列挙する形をするのか、それとも一括して管理について、一括の委託をするという趣旨の法改正をして、同じ法改正の中で、これは私どもとしては認めたくはないのですけれども、例外的に委託しないというものをリストアップするという方式を採られるのか、まさか全然検討されていないなんていうことはないと思うのですが、でも、今のやりとりを伺うと、ポジティブに法律改正によって列挙するものは何かという御質問なのにお答えが返っていないので、ちょっと心配になっているのですが、どういう検討状況なのか。

○小林室長 その部分につきましては、非常に法制的にテクニカルなところとして、今、法制局とももちろん相談はしておりますけれども、そもそも今おっしゃっていたように非常に技術的な話だと思っております。まず、そもそも政策論なりどういう形で、今回制度設計するかというところで、今まさに大阪市と私どもやりとりをさせていただいていかと思っております。

今の頂いております市長からの御要望で、あるいは今日のお話でもそもそも留保すること自体がやはり問題だということでございますので、まず、そこから考えないといけないのかなと、今日承りました。

○大森委員長 一つ、この委託の部分の話ですけれども、文部科学省の法律解釈について伺いたいのですが、通常の公立学校における教育委員会と学校長の権限の関係で、入退学許可とか退学処分とか卒業認定、単位認定、こういったものは教育委員会も、要するに何か校長が決定するということなのですから、おそらく不適切であれば、あるいは法に反するようなことがあれば、ひっくり返す権限は当然教育委員会は留保している。

それから、私学のほうですと、校長に権限があるけれども、学校管理機関としての学校法人に一定の要件に当てはまるものは、やはり法人がひっくり返すことができるという関係性があるのではないかと私は法的な理解をしているのですけれども、そういったことと、教育委員会に留保しなければいけないとおっしゃっている留保というのは、要するに決めることすらできないというふうにしなればいけない理由が分からないのですが、是非公権解釈する立場から、現行制度でどうなっているのか、学校管理機関と学校長の権限関係、そこが出発点かなと思うのですが、時間がないので無理ですかね。

○八田座長 それは重要なところだと思いますけれども、それを御説明いただけますか。

○山田課長補佐 様々な制度がございますし、例えば、出席停止という制度は元々教育委員会に留保されている権限でございますし、あるいは教育課程の編成というのは校長が実施する権限、様々な法令で決まっているわけですが、もちろん最初の案というのは校長が部下を使って様々な案、公権力に関するもの、関しないものをお作りになるのだらうと思うのですけれども、その入退学を始めとして公権力の行使に関するものについては、最終的には教育委員会の責任で行っていただく。これが申し上げた趣旨でございます。

○八田座長 今の御質問の趣旨は、普通の公立学校で校長が決めたことに対して入退学や何かについて、教育委員会は最終的なひっくり返す権限があるのでしょうかということ

すね。

○山田課長補佐 それは通常の公立学校は、一般的な設置者としての管理権限を持っていますので、最終的に教育委員会が校長に指示をして、この卒業認定を認めろ、認めるなどということを指示することはできます。

ただ、委託した場合にどうなるかということ整理するときに、留保ということが必要ではないかというのが我々の懸念です。

○大森委員長 そこなのです。例えば、入退学とか懲戒処分ですとか、そういうことだけではなくて、教育課程そのものも最終的には教育委員会、公立学校について全責任を負っていますので、校長の編成した教育課程、実施中の教育課程に不適切な点があれば、それを改めさせる責任と権限があるのです。学校管理機関というのはそういうものなのです。ですから、それさえ教育委員会が留保しておけば、他の通常公立学校と同様に校長に教育課程の編成・実施、生徒に対する懲戒、あるいは入退学の許可といったものを委ねても何ら不都合はない。公立学校である限り、学校管理機関は教育委員会ですので、そこを私は申し上げたかったので法解釈はどうなっていますかと伺ったのです。

○八田座長 今のお話は非常に明解だと思います。全く普通の公立学校でも教育委員会はそういう権限を持っているわけだから、それと実質的には同等にすればいいのですが、もし、政治的に必要性があるならば、そのことを改めて確認するというようなことにすれば、それで済むのではないのでしょうか。

○小林室長 時間が来ているので、技術的な話を改めて。今ちょっと御趣旨がよく分からなかったもので、つまりそれであれば、そもそも丸々委託しないという私どもの考えと、ある意味同じなような気もしますので、非常に技術的なことなので、また時間のあるときにさせていただきたいと思います。

○大森委員長 どういうふうに誤解されると今のような、学校管理機関と校長との権限関係というのは、文部科学省の著作されたコンメンタールの類にはっきり書かれていますので、それがよく分からないという言葉だとすると、ちょっとどういうことかなと思ってしまう。

○八田座長 文部科学省の立場も分かるから、御立場を尊重するようにしましょう。

しかし、従来公立学校で行われてきたように、学校ではなく教育委員会が権限を持っているということをどこかに明確に書けばいいのではないのでしょうか。

他に論点はありますが、時間が段々なくなりました。

○原委員 もう一回改めてにしたほうが。

○八田座長 そういうことにしますか。かなり色々なことがはっきりしたと思いますが、時間がないので、それでは、もう一度ということも含めてやりましょう。

○中岡審議官 我々も基本的にはいいものを作る形で議論をしたいと思っています。

○藤原次長 審議官、1点だけよろしいでしょうか。

最初に申し上げたのですけれども、臨時国会への法案の提出についての御見解だけ、非

公開でも結構なのですが、それだけもう一度繰り返していただきたいと思います。そこについての御見解だけもう一度お願いできますか。

○中岡審議官 法案の提出のためには、提案に関しまして実現可能な回答を頂く。これで私どもとしては関係部署、あるいは与党に御説明をしなければいけないということですので、先ほど色々今日も論点が出ました。引き続き詰めさせていただくという話でございますけれども、それで文部科学省、大阪市で共有される、関係省庁、与党議員の了解を得られるということが必要でございます、現在の状況では直ちに臨時国会で法案提出というお答えはすることはできないということでございます。

以上でございます。

○藤原次長 与党との関係の議論はあると思うのですが、政府として御尽力いただく方向だということで御理解してよろしいでしょうか。

○中岡審議官 私どもとしては、まさに大阪市とこういう協議をしているのは、まさにその方向で色々議論をしているという理解でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

○八田座長 どうも今日はお忙しいところお越しくございまして、皆さんありがとうございます。また今後ともよろしくお願いたします。